

組 合 公 報

令和 4 年 1 2 月 6 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 11 号	役員の就職について	1
公告第 12 号	監事の就職について	2
公告第 13 号	学識経験を有する者の監事の就職について	2
公告第 14 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	3

公告第 1 1 号

役員の就職について

地方公務員等共済組合法第 1 3 条第 4 項及び第 6 項の規定並びに富山県市町村職員共済組合定款第 2 8 条第 1 項及び第 6 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 5 日執行の役員選挙において、下記の者が同日付で役員に就職したので、地方公務員等共済組合法第 1 4 条第 4 項の規定により公告する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 角 田 悠 紀

記

役 職 名	氏 名	所属市町村名(職名)
理 事 長	角 田 悠 紀	高岡市 (市長)
理 事 (理事長職務代理者)	笹 原 靖 直	朝日町 (町長)
理 事	田 中 幹 夫	南砺市 (市長)
理 事	荒 川 幸 一	富山市 (副主幹)
理 事	朝 倉 健太郎	高岡市 (主任)
理 事	北 野 陽 一	立山町 (係長)

公告第 1 2 号

監事の就職について

地方公務員等共済組合法第 1 3 条第 7 項の規定及び富山県市町村職員共済組合法第 2 8 条第 8 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 5 日招集の第 1 6 7 回組合会において下記の者が監事に選挙され、同日付で就職したので、地方公務員等共済組合法第 1 4 条第 4 項の規定により公告する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 角 田 悠 紀

記

役 職 名	氏 名	所属市町村名(職名)
監 事	桜 井 森 夫	小矢部市 (市長)
監 事	杉 原 剛 史	射水市 (主任)

公告第 1 3 号

学識経験を有する者の監事の就職について

地方公務員等共済組合法第 1 3 条第 7 項の規定及び富山県市町村職員共済組合法第 2 8 条第 8 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 5 日招集の第 1 6 7 回組合会において、学識経験を有する監事の選挙を執行した結果、下記の者が当選したので、地方公務員等共済組合法第 1 4 条第 4 項の規定により公告する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 角 田 悠 紀

記

役 職 名	氏 名
学識経験監事	池 本 覚

任期は、令和 4 年 1 2 月 6 日から 2 年間とする。

公告第 1 4 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、令和 4 年 1 2 月 5 日招集の第 1 6 7 回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第 5 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 角 田 悠 紀

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 23 条第 1 号中「開会の日時及び場所」の次に「（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）」を加える。

附 則

この変更は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
(会 議 録) 第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 開会の日時及び場所_____ _____ (2) 議員の定数 (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及び賛否の数	(会 議 録) 第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 開会の日時及び場所(当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) (2) 議員の定数 (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及び賛否の数	組合会の会議録の記載事項のうち、開会の日時及び場所について、オンライン会議システムにより議員が組合会に出席した場合は、その出席方法を記載することを加える。

理 由 書

組合会議員が、組合会にオンライン会議システム（遠隔地とのやり取りができる会議システム）により出席する場合について、組合会の会議録にその出席方法を記載事項として追加するために定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

参 考

項 目	説 明
1 変更の目的	感染症のまん延防止等の観点から、オンライン会議システム（遠隔地とのやり取りができる会議システム）を利用した組合会開催にも対応した定款準則の改正が行われたことから、その内容に沿って定款の変更を行うもの。
2 内 容	組合会の会議録の記載事項のうち、「開会の日時及び場所」について、「当該場所に存しない議員」が組合会に出席した場合は「当該出席の方法」を含めて記載する旨を明記する（第23条）
3 施 行 期 日	令和5年1月1日